

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）  
交付要綱

（通則）

第1 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金のうち、配偶者暴力被害者等支援調査研究事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2 この交付金は、都道府県、指定都市及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）が、配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要した経費に充てるために交付することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とする。

（交付の対象及び交付率）

第3 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(1) 内閣府男女共同参画局長が別に定める「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき都道府県等が行う事業（以下「都道府県等事業」という。）

(2) 実施要領に基づき市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「市町村事業」という。）

2 補助対象経費の種目、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 都道府県等事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アによる市町村ごとの交付額を合算する。

(3) (1)及び(2)の金額については、別表に定める基準額を踏まえ、都道府県と管内市町村において調整した上で、算出するものとする。

4 前項(1)及び(2)アで定める算定方法により算出された交付金の交付額が、別表の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

5 交付対象事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、内閣府男女

共同参画局長が別に定める公募要領によるものとする。

(申請手続)

第4 都道府県知事又は指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を内閣府男女共同参画局長が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に交付決定の通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第6 都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 都道府県知事等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書又は別記様式第3号による事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 総事業費の20%を超える増減

(2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付対象事業を実施する地方公共団体の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該都道府県知事等に通知するものとする。

3 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業に関する事故等の届出)

第8 都道府県知事等は、交付対象事業に係る民間シェルター等の活動状況を把握し、本交付金の適切な運用を図るとともに、民間シェルター等における不適切な事業実施があった場合、交付対象事業の遂行が困難となった場合、又は交付対象事業が予定の期間内に完了

することができないと見込まれる場合においては、速やかに別記様式第4号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9 都道府県知事等は、交付対象事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第5号による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 都道府県知事等は、交付対象事業を完了したとき(第7の規定に基づく交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第11 大臣は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12 都道府県知事等は、第11第1項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第7号により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第13 交付金は、第11の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第8号による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

- 第 14 大臣は、第 7 の交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 5 の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県知事等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県知事等が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 11 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 15 都道府県知事等は、補助対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないでこの交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 第 16 都道府県知事等は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

- 第 17 都道府県知事等は市町村の長に交付金を交付するときは、本要綱第 7 から第 16 まで（第 13 を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、内閣府男女共同参画局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

### 補助対象経費の種目及び補助率

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 都道府県等事業	<p>次の事業を行う場合</p> <p>①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 ④加害者プログラム事業</p> <p>民間シェルター等1か所当たり、年額1,000万円</p> <p>※1 上記金額には、事業管理経費として、①、②、③及び④に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。</p> <p>※2 同一の民間シェルター等が、(1)及び(2)の両事業の対象となっている場合は、(1)及び(2)の合算額について上記金額を適用する。</p> <p>※3 年額20万円(事業管理経費を含む。)を下限とする。</p>	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等	3/4
(2) 市町村事業	同上	同上	同上